

安芸高田市まちづくり支援センター設置及び管理条例及び安芸高田市子育て支援センター設置及び管理条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和6年12月11日

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市まちづくり支援センター設置及び管理条例及び安芸高田市子育て支援センター設置及び管理条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 安芸高田市まちづくり支援センター設置及び管理条例(平成19年安芸高田市条例第29号)
- (2) 安芸高田市子育て支援センター設置及び管理条例(平成19年安芸高田市条例第30号)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2号の規定は、令和7年4月1日から施行する。